

千葉県保育所等事故防止推進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は安全かつ安心な保育環境の確保を支援することを目的とし、保育における事故防止のための備品の購入等に必要な費用の一部の補助の交付に関し、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- （1）保育所 国及び地方公共団体以外の者が運営する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所であって千葉市内に所在する施設をいう。
- （2）幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する認定こども園であって千葉市内に所在する施設をいう。
- （3）地域型保育事業所 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって千葉市内に所在する施設をいう。
- （4）認可外保育施設 法第59条の2に基づく届出を行っている施設のうち、法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う施設を除く千葉市内に所在する施設をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げるとおりとし、対象物品、対象経費、補助額は、別表のとおりとする。

- （1）睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業
- （2）ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入等を行う事業

（補助金交付対象者）

第4条 補助金交付の対象者は、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設を運営する者、及びこれらの施設を翌年度開設予定であると本市が決定した整備事業予定者（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助金の要件）

第5条 補助金は、当該年度内に第2条に規定する施設への備品の導入及び当該備品に係る支払を完了した事業を対象として交付するものとする。

（補助額）

第6条 補助金の対象物品、対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象経費について、国、地方公共団体その他の団体から補助金、助成金その他これらに類する給付金を受給している場合（受給を予定している場合を含む。）は、当該経費を本補助金の交付対象としない。

（交付申請）

第7条 補助事業者が、補助金規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、当該申請に係る備品を導入する施設ごとに次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）千葉市保育所等事故防止推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- （2）事故防止のための備品の機能等を詳細に確認できる資料
- （3）対象費用の領収書の原本又は備品の販売事業者に対し対象費用の振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「領収書等」という。）
- （4）導入された備品が使用されていることがわかる資料、写真等
- （5）納品書

2 前項の領収書の原本については、次の事項が掲載されていること。また、領収書の原本に訂正がある場合、備品の販売事業者の訂正印がないものは無効である。

- （1）事業者の名称
- （2）支払者名
- （3）領収額
- （4）領収額の内訳
- （5）領収日
- （6）領収印または自署

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条における書類の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、交付額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、千葉市保育所等事故防止推進事業補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、千葉市保育所等事故防止推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知することとする。

（補助金交付の請求）

第9条 補助金規則第16条の規定により補助金の交付請求をしようとするときは、千葉市保育所等事故防止推進事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出することとする。

（決定の取消）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助対象となる経費について、国、地方公共団体その他の団体が実施する補助金、助成金その他これらに類する給付を受けていたことが判明したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法令に基づく処分又はこの交付要綱に違反したとき。
- 2 市長は前項の規定により、交付決定を取り消したときは、千葉市保育所等事故防止推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、通知することとする。

（補助金の返還）

第11条 補助金規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は千葉市保育所等事故防止推進事業補助金返還命令書（様式第6号）による。

（財産の処分の制限）

- 第12条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 4 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- 5 補助事業者は補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（予算措置）

第13条 本事業は、国の補助事業を利用し実施するため、国の補助事業が縮小、中止、又は廃止になった場合は、本事業の縮小、中止又は廃止となる場合がある。

(補則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成30年10月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年9月29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(別表)

(1) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業

対象物品	対象経費	補助額
0～2歳児が利用をする以下のすべての条件を満たすもの。 ・午睡中等の重大事故が発生しやすい場面での事故を未然に防ぐことを目的とした物品であること。 (午睡チェック、無呼吸アラームなど) ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていること、保育所等で導入実績があるなどにより、その安全性能の確認ができること。	対象物品の購入費、リース料 なお、リース料については初年度にかかる経費のみを対象とする。 ただし、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。	補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額又は以下の補助基準額のいずれか低い額に4分の3を乗じて得た額とする。なお、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 1施設当たり500,000円

(2) ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

対象物品	対象経費	補助額
GPSやBLEにより子どもの位置情報を管理するなど、園外活動時等の子どもの見守りに資する機器	装置・機器の購入費(装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費・工事費を含む)、リース料、導入費用	補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額又は以下の補助基準額のいずれか低い額に4分の3を乗じて得た額とする。なお、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 1施設当たり200,000円